

今年10月から子ども手当が変わりました

(平成23年10月分～平成24年3月分まで)

平成23年10月分からの子ども手当を受け取るためには、これまで子ども手当を受給していた人も含め、新たに申請が必要です。対象者には、11月中旬までに申請書類を発送しますので、早めの手続きをお願いします。

■対象者

日本国内に居住する中学校修了(平成8年4月2日以降生まれ)までの子どもを養育している人

対象者の例

○父母がともに子どもを養育している場合・・・生計を維持する程度の高い人

○離婚協議中など一定の条件に該当する場合・・・子どもと同居している人

○児童養護施設などに入所している場合・・・その施設の設置者等

※子どもが留学している場合は、お問い合わせください。

■子ども1人当たりの支給月額

区 分		10月～平成24年3月	【参考】9月まで
3歳未満(一律)		15,000円	13,000円
3歳～小学校修了前	第1・2子	10,000円	
	第3子以降	15,000円	
中学生(一律)		10,000円	

※子どもの数は、18歳に達した最初の3月31日までの間にある子どもの中で数えます。

■支給月

▼10月分～平成24年1月分まで・・・平成24年2月

▼平成24年2月分～3月分まで・・・平成24年6月

■申請手続

▼印鑑、申請者の健康保険証、申請者名義の金融機関口座がわかるもの(※)を持参の上、市社会福祉課または各出張所、西平郡連絡所備付けの申請書を提出してください。対象者には、11月中旬までに申請書類を発送します。

▼平成24年2月の支給を受けるには、同年1月中旬までに申請をお願いします。なお、同年3月31日までに申請をすれば、平成23年10月分からの手当をさかのぼって受け取ることができます。

▼公務員は手続方法が異なりますので、勤務先にお問い合わせください。

※養育する子どもと別居の場合など、必要に応じて提出する書類があります。

■ご注意ください

次の人は、3月までに申請しても、遡って手当を受給することができないため、速やかに申請をしてください。

▼10月以降に他の市町村から転入した人

▼10月以降に子どもが生まれた人



●問い合わせ 市社会福祉課 ☎2111 内線187